

令和5年度 第12回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和6年3月25日(月)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和6年3月25日 午前9時30分		
	閉会	令和6年3月25日 午前11時00分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	杉山 照枝	○	
	2番	二宮 慶晃	○	
	3番	磯崎 加代子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	三尋木 重夫	○	
	6番	高杉 光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田渕 康男	○	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○	
	会議録署名委員	2番	二宮 慶晃	3番
出席した事務局	事務局長	事務局員	瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

令和6年3月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 議案 35 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局から説明願います。

事務局 : 議案 37 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。こちらは集積一括方式で行われます。神奈川県農業会議が農地の貸し手と借り手の同意・押印を得た上で、地番・地目・面積・賃借料や期間を取りまとめる方式です。貸主から農業会議が借りて、農業会議から耕作者へ貸し出されます。申請地は、[] の [] m²です。

利用権を設定する者は[]、利用権の設定を受ける者は[]です。こちらは、新規案件となっています。

2 ページから 13 ページが計画書です。

4 ページをご覧ください。令和6年4月1日から令和9年3月末までの3年契約で賃料は年間 [] 円です。

6 ページをご覧ください。今回、[] から借りる [] は、[] で 100 m²の畑を借りて露地野菜の栽培を行っていたと聞いております、また [] でもスイカやニンニク等の栽培を行っておりました。

14 ページが全部事項証明書です。

15、16 ページが位置図と拡大図です。[] にあります。

17 ページが写真方向図兼公図です。18、19 ページが田淵推進委員に現地確認していただいた時の写真です。平坦な場所で、用水路の横にあるため耕作しやすい場所であることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した瀬戸推進委員から何か意見はありますか。

田淵推進委員 : 事務局の説明どおりです。特に問題がないと思います。

議長 : 何か意見はありますか。

遠藤推進委員 : 借受人の住所はどこか。

事務局 : [] になります。

議長 : その他何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 37 号は承認されました。議案 38 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局から説明願います

事務局 : 申請地は、[] の [] m²です。利用権を設定する者は[]、利用権の設定を受ける者は[]です。こちらは、継続案件となっています。

21 ページから 25 ページが計画書です。21 ページをご覧ください。令和6年4月1日から令和9年3月末までの3年契約で賃料は 10 a あたり [] 円です。

25 ページをご覧ください。経営作物は茶で構成員が 3 人のうち全員が農業専従

者です。

26、27 ページが位置図と拡大図です。地図上で [] にあります。

28 ページが写真方向図兼公図です。28、30 ページが山崎推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以前の申請どおり適切に管理されていることと思います。こちらは [] で利用されている場所で④の写真の箇所には [] が設置されています。以上です。

議長 : 現地を確認した瀬戸推進委員から何か意見はありますか。

瀬戸推進委員 : 事務局の説明どおりです。特に問題がないと思います。

議長 : 何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 36 号は承認されました。続きまして農地最適化推進について説明願います。

議長 : その他何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 38 号は承認されました。議案 39 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局から説明願います

事務局 : 議案 39 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。申請地は、 [] の [] m²です。

利用権を設定する者は []、利用権の設定を受ける者は [] です。こちらは、継続案件となっています。

32 ページから 36 ページが計画書です。33 ページをご覧ください。令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月末までの 3 年契約で賃料は年間 [] 円です。

36 ページをご覧ください。世帯員は 2 人で [] とともに [] をしています。この他アルバイトとして 1 人雇っています。

37、38 ページが位置図と拡大図です。 [] をさらに上っていくと対象地があります。

39 ページから 41 ページが杉本推進委員に現地確認していただいた時の写真です。放牧地として利用されていることを確認しました。以上です。

議長 : その他何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 39 号は承認されました。議案 40 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局から説明願います

事務局 : 議案 42 号農地法 3 条の規定による許可申請について説明します。申請地は、 [] の [] m²です。

譲渡人は []、譲受人は [] です。こちらは、新規案件となっています。 [] は [] をしており今回の対象地は [] の手前にあります。

43 ページから 50 ページが申請書です。43 ページをご覧ください。今回所有権を移転し、対価は [] 円です。

46 ページをご覧ください。 [] は、梅やみかんを栽培する計画です。妻とともに行うと聞いております。

51 ページから 56 ページが全部事項証明書です。

57、58 ページが位置図と拡大図です。[]にあります。

59、60 ページが写真方向図兼公図です。61 ページから 63 ページが杉本推進委員に現地確認していただいた時の写真です。①から③の場所は平坦であることを確認しました。③の後方に山林がありますが今回こちらも購入し、整備をして日が入るようにしていくと聞いています。④、⑤については道の間にあり狭い場所ですが耕作をするとのことです。以上です。

4 その他
事務局

： 64 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請者は []
[]です。対象地は [] の [] m²です。

65 ページが全部事項証明書です。

66、67 ページが位置図と拡大図です。 [] から [] に進むと
対象地があります。

68 ページが公図兼写真方向図です。

69、70 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のと
おり、崩れており農地としての形態がないことを確認しました。

こちらは、戦前から昭和 40 年ころまでさつまいもを栽培していたそうですが、
度重なる河川の増水により現在の形になったとのことです。今回、 []
[] を設
置するとのことです。以上です。

令和 7 年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和 7 年度県農地等の
利用の最適化の推進に関する意見について説明します。

税制要望については意見なしとのことなので、農地等利用の最適化の推進に関
する意見について事務局から 1 点あげたいと考えています。農地造成後に農地転
用を行うケースへの対応についてということで、現状農地造成後すぐに農地転用
の申請があっても計画変更のため違反にはならないという県の判断があります。
また 3 年 3 作基準という 3 年間は少なくとも耕作をするというルールが撤廃さ
れたので、農地造成後に一定期間は耕作を行うルールがなくなっている。また熱海
の盛り土問題等があるので対策を講じる必要がある。

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 4 月 25
日 9 時 30 分からということではよろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということではよろしくをお願いします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(11:00)